

令和 6 年 6 月 1 8 日
こども未来部保育政策課

江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

小規模保育事業を行う事業所、保育所型事業所内保育事業を行う事業所及び小規模型事業所内保育事業を行う事業所に置く保育士等の数の基準を改める（第 2 9 条、第 3 1 条、第 4 4 条、第 4 7 条関係）

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 新旧対照表

2 ページ以降のとおり

江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現行	改正案
目次 (略) 第1条～第28条 (略) (職員) 第29条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) 第30条 (略) (職員) 第31条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) 第32条～第43条 (略) (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所に	目次 (略) 第1条～第28条 (略) (職員) 第29条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) 第30条 (略) (職員) 第31条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) 第32条～第43条 (略) (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所に

つき 2 人を下回ることはできない。 (1)・(2) (略) (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童（法第 6 条の 3 第 1 2 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね <u>20 人</u>につき 1 人 (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね <u>30 人</u>につき 1 人 3 (略) 第 4 5 条・第 4 6 条 (略) (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第 4 7 条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童（法第 6 条の 3 第 1 2 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね <u>20 人</u>につき 1 人 (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね <u>30 人</u>につき 1 人 3 (略) 第 4 8 条 (略)	つき 2 人を下回ることはできない。 (1)・(2) (略) (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童（法第 6 条の 3 第 1 2 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね <u>15 人</u>につき 1 人 (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね <u>25 人</u>につき 1 人 3 (略) 第 4 5 条・第 4 6 条 (略) (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第 4 7 条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童（法第 6 条の 3 第 1 2 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね <u>15 人</u>につき 1 人 (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね <u>25 人</u>につき 1 人 3 (略) 第 4 8 条 (略) 附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 2 9 条第 2 項、第 3 1 条第 2 項、第 4 4 条第 2 項及び第 4 7 条第 2 項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 2 9 条第 2 項、第 3 1 条第 2 項、第
--	---

	4 4 条第 2 項及び第 4 7 条第 2 項の規定は、 この条例の施行の日以後においても、なおそ の効力を有する。
--	---